

体後のチベット系民族を、「一部の「羌」「西羌」と呼ばれていた集団を含め、「吐蕃」「西蕃」と表現することが多くなる。

党項は、青海・甘肅・四川省の境界付近にいる牧畜民として北朝時代の文献に初めて現れる。最有力部族の名は「拓跋」と記されているが、鮮卑との関係は不明である。七〜八世紀に吐蕃の圧迫を受けてオルドス地方などへ移住したが、唐末に黄巢の乱の鎮圧で活躍した部族長の拓跋思恭が、唐の朝廷から皇帝と同じ李姓を賜り、定難軍節度使に任じられ、オルドス地方に半独立政権を樹立した。これが十一世紀に西夏王国へ発展する。寧夏・河西地方に進出した西夏は、独自の西夏文字を創製する一方、タングート族以外に土着の漢民族を官僚に登用し、彼らの儒教・道教・仏教文化をも保護した。十三世紀にモンゴル帝国に滅ばされた後、西夏の遺民は帝国各地で軍人や官僚などとして活躍し、西夏文字は中国仏教界で少なくとも十六世紀まで用いられていた。

中国歴代王朝は、「万里の長城」のような構造物をチベットとの境界には築かなかつた。しかし、それはチベット系民族が中国王朝に従順であったことを意味するわけではない。チベット系民族は古くから漢民族とは明確に異なる言語・歴史・文化を持ち、時として中国王朝を脅かす存在ともなった。彼らの歴史を知ることが、現代中国が抱える民族問題の理解を助けるこ

●研究フォーラム●

フランス植民地をめぐる記憶・法・歴史研究

工藤 晶人

かつてフランスの近代をめぐる歴史認識の焦点は、フランス革命の本質をどの側面に見出し、後世とのかかわりをいかに評価するかという点にあった。長い議論の果てに、一九八〇年代末には、革命解釈をめぐる歴史家の激論が社会の耳目を集めたこともあった。それも今では遠い昔のことのように感じられる。過去十年ほどフランス社会で歴史をめぐる論争の前面を占めてきたのは、明らかに、植民地の過去にかかわる問題である。⁽¹⁾

なぜ現在、フランス植民地の歴史、あるいは海外関係史がこれほど熱く論じられるのか。移民社会フランスで、共和政の理念による国民統合に軋みが生じているから、というのが一般的な答えになるのだろう。二〇〇五年秋にはフランス各地で連鎖的な騒擾が広がった。その際、背景として指摘されたのは失業と差別に苦しむ移民子弟の不満であった。問題をすべて「移民」に還元する見方については留保が必要である。とはいえ、アラブ系・アフリカ系のルーツを持ち、フランス市民として生

ともつながるだろう。

また、青海省北部の草原地帯には、吐谷渾滅亡後も北のモンゴル高原から遊牧民が移住し、省内に彼らの自治区域が現存する。十六世紀にチベット仏教がモンゴルへ伝わった例の如く、チベットとモンゴルとの間の交流が繰り返されていることに注意したい。

チベット系民族の歴史にはまだわからない点が多いが、吐蕃王国の兵役制度や吐蕃・西夏の被征服民に対する緩やかな支配には、北アジア遊牧国家の統治体制とも通ずる点が多々ある。考古資料の活用などによって、今後さらなる解明が期待されている。

(さとう たかやす/新潟大学准教授)

まれ育った人々がさらされる身の置き所の不安に、あらためて注目が集まったことはたしかだ。

歴史意識の醸成と社会統合が密接に結びついてきたフランスにおいて、彼ら移民系フランス人は、古典的なナショナルヒストリーのどこに自らの居場所を見出すことができるのか。その存在に深くかかわるのは、革命と共和政樹立の立役者たる本国の民衆ではなく、近代化の裏面にあつて奴隷として植民地に移住させられた人々、植民地で支配を受けた人々の歴史ではないか。こうした問いかけが論争の底流にある。

「記憶の法」

同じ二〇〇五年の前半には、フランス国会で成立した一つの法律が大きな論議を呼んだ。旧植民地（主としてアルジェリア）からの引き揚げ者に対する支援を目的とした法案（通称「引き揚げ者支援法」）に、「フランスの海外進出がはたしたポジティブな役割」を研究、教育の中でとりあげるように規定する条文が含まれていたためである。植民地主義を肯定するような立法がなされた背景には、旧植民地のヨーロッパ系入植者、いわゆるピエノワールのロビー活動があつたと言われる。彼らは脱植民地化にともなう引き揚げの過程で相当の苦難を味わった。その記憶の継承者（と自認する人々）が用いた論理は、後述す

るトビラ法の論理を逆手にとったものだった。

フランスでは、一九九〇年七月一三日法（通称・ゲソール法。人種差別的行為を禁じ、人道に対する罪を否定した者に刑罰を科すことを定めた）をはじめとして、歴史認識にかかわる一連の法律がつくられてきた。それらは「記憶の法」と総称される。二〇〇一年五月二二日法（通称・トビラ法）は、奴隷貿易と奴隷制を人道に対する罪と認め、教育・研究において「しかるべき位置を与える」と規定した。立法を後押ししたのは、海外県・海外領土として現在もフランス統治下にある旧植民地地域の人々の声である。この法にはたしかに、国家が歴史の負の側面を公に認めたといい良心的意義があった。しかし同時に、特定の集団の歴史意識を固定化し、研究や教育の内容まで規定しようとした点に危うさも孕んでいた。大西洋奴隷貿易の位置づけを相対化した歴史家ペトレリ・グルヌイヨが民間団体から告発された際、告発の根拠として用いられたのがトビラ法だったのである。

トビラ法が言外に植民地化を糾弾したのに対して、引き揚げ者支援法は、明白に、植民地を名誉回復しようとした。二つの法律は、同じ論理（特定の集団の被害者としての記憶に配慮し、彼らの視点を教育・研究に反映させようとする）にもとづく表裏一体の関係にあったことに注意しておく。

彼らは、歴史の負の側面をどう位置づけるかにかかわらず、立法は歴史認識にふみこむべきではないという立場をとる。それに対して、移民史の泰斗ノワリエルは、一九人の提言は歴史家だけが過去の記憶を教導する力をもつかのような行きすぎたものであるとして、引き揚げ者支援法の問題の条項に絞って廃止を主張した。ノワリエルのグループは、「歴史の自由」に対して「歴史の自律（オートノミー）」を標榜する。ところで実際には、一九人の署名者にしても、歴史家が歴史を独占すると述べているわけではない。両グループの歴史家の見解が一致しているのは、歴史自体に人々を結びつける作用と分裂させる作用の両面があることであり、歴史研究の本分を、感情的な価値判断を抑制し、過去について説明を提示することに見出す点である。それをふまえて彼らの戦略は、法の歴史への介入を根本から排除すべきか、対象となる歴史事象によって対応を変えるべきか、という点で分裂する。論理的な一貫性と、市民としての責任・政治性とのバランスをどうとるのか。結果として両者の関係は、認識論的な対立というよりは、歴史家間の一種の役割分担のようにも思えてくる。

研究の現場から——植民地期アルジェリア研究を例として

歴史家の態度に温度差を読みとるとすれば、こうした論争の

引き揚げ者支援法の問題の条項は二〇〇六年に削除され、同じ年にはペトレリ・グルヌイヨに対する告発も取り下げられた。二〇〇八年秋にはフランス国会の調査委員会が、今後は歴史認識にふれる新たな立法を行うべきではないとする報告をまとめた。この報告では、トビラ法と引き揚げ者支援法の論争を念頭に、立法府の役割は教育内容を規定することではなく「監督」することである、という抑制したニュアンスもつけ加えられた。こうして問題は鎮静化にむかいつつあるかに見える。だが、こうした議論の背景にある歴史認識をめぐる軋轢——それは「記憶の戦争」とも呼ばれる——が消えたわけではない。

歴史家の分裂？

ふり返ってみれば、時の政治勢力が「公式な」歴史の評価を法律化することへの憂慮の声は、ゲソール法成立の際にも存在した。だが、引き揚げ者支援法は、より広い範囲の議論となつて、一様ではない歴史家の反応を引きおこしたのだった。

アルジェリア戦争におけるフランスのふるまいを痛烈に批判してきたヴィダル・ナケやアカデミー・フランセーズ会員レモンなど左派、右派の一九人の著名な歴史家・知識人は「歴史の自由」という共同提言に署名し、一連の「記憶の法」すべての廃止を訴えた（リベラシオン紙二〇〇五年二月二三日）。

中で論壇に活躍の舞台を求め、結果として「記憶の戦争」に加担するかなような立ち位置を引き上げた人々と、そこから距離をとろうとする人々という、もう一つの線をひくことも可能であろう。ここでは、メディアの表舞台に立つことよりも実証研究に軸足を置いてきた研究者たちの経験にふれておきたい。

研究の現場では、かならずしも時流とかわりなく準備された成果が、社会に思わぬ波紋を広げることが多々ある。一九九〇年代末以降に発表された一連のアルジェリア独立戦争研究はその典型だろう。拷問や戦時司法について革新的な研究を行った当事者たちは、その社会的影響の大きさをはじめから予期していたわけではなかった。独立戦争終結（一九六二年）から三〇年後に、公文書管理の規則にしたがって多くの資料が開示された。それを直接の背景として彼女たち（この世代をリードする研究者の多くは女性である）が課題にとり組みはじめた頃には、研究には意外なほど障害がなかったという。研究者の自由な問いかけと作業の環境がそこにあり、その結実の時期に、戦争体験者の告白が相次ぐといった時代状況が偶然追いついた。その結果、彼女らは意図せずして、再び血を流しだした歴史の傷口をめぐる議論の渦中に投げ込まれたのだ。

フランス植民地史については、それが長らく一種のタブーであり、蔑ろにされてきたと説明されることが少なくない。だ

が、そこには若干の誇張がある。マイナーな分野として脚光をあびることはなくとも、研究は着実に継続されてきたのだから。

筆者がフランスに滞在した一九九〇年代末から二〇〇〇年代前半は、まさにそうした蓄積をうけて新しい展開が生じる時期であった。それ以来とり組んでいる課題が、アルジェリア入植者社会の形成過程の一面を明らかにすることである。植民地期アルジェリアの研究は、フランスとアルジェリアという二つのネーションが対峙した独立戦争期に関心が集中し、中・長期的な社会のダイナミズムが目的論的な歴史叙述に回収される傾向が根強い。こうした現状に対して、フランスとアルジェリアのいわば中間項であるヨーロッパ系入植者に注目し、入植者が一種の郷土意識を持つに至った背景を、地域性の形成という観点から研究してきた。現在は、法・行政システムと、統治の拠点となる都市の空間構造、表象について考察を進めている⁽⁴⁾。

本稿ではあえて、フランスの歴史という視点から問題の所在を述べてきた。だが、あらためて強調するまでもなく、これはアルジェリアの歴史でもあり、アルジェリアとフランスに共有される歴史認識の構築へとむかうべき問題である。実際、地中海の両岸を往還する若い世代の研究者たちによって、新しい知的環境の整備がすすみつつあるという期待がある。もちろんそこには、過去の重さゆえの様々な困難もある。だからこそ、そ

中国史叙述の新たな可能性を探って

『新社会史』・『新史学』の両誌を中心に

黄東蘭

一九〇二年、東京。日本亡命中の梁啓超^{（よんぱい）}は自らが主筆をつとめる『新民叢報』に「新史学」と題した論文を発表した。そのなかで、梁は、聖君賢相を中心とする従来の歴史叙述を打破し、国民を主役とする新しい歴史学を目指すべきであると主張した。そして二〇〇二年、北京。「梁啓超「新史学」発表百周年記念シンポジウム」が開かれた。異なる分野からの三十余名の研究者が集まり、二十一世紀中国の新しい歴史学の理論や研究方法をめぐって活発に議論した。このシンポジウムは小稿で取り上げる『新社会史』誕生のきっかけとなった。

以下、小稿では、一九八〇年代以降の中国の社会史研究を振り返りつつ、筆者自身も関わってきた『新社会史』と『新史学』の両誌をめぐる一連の動向を中心に、中国内外の中国人研究者による近年の取り組みを紹介したい。

うした交流とかかわりを持ちつつ外国人として研究を行う我々がいることにも一定の意味があるのだろう。

▼注

- (1) 一連の論争を紹介した論考として以下を参照。平野千果子「歴史を書くのはだれか——二〇〇五年フランスにおける植民地支配の過去をめぐる論争」『歴史評論』六七七号、二〇〇六年、一九―三〇頁。松沼美穂「植民地支配の過去と歴史・記憶・法——近年のフランスでの論争から」『ヨーロッパ研究』六号、二〇〇七年、一一九―一三三頁。
- (2) G. Noiriel, « A propos de la « liberté de l'historien » », <http://cvuh.free.fr/debat/noiriel/liberte/historien.html>, R. Remond, « L'histoire et la loi », *Études*, n°404, 2006, pp. 763-773.
- (3) S. Thénault, « Travailler sur la guerre d'indépendance algérienne : Bian d'une expérience historique », *Afrique et histoire*, n°2, 2004, pp. 193-209.
- (4) 拙稿「一九世紀アルジェリアにおける植民都市の形態と分節化」『地中海学研究』三二号、二〇〇八年、三九―五四頁。

(くどう) あきひと／大阪大学特任研究員

一 社会史研究の復興

「階級闘争、一部の階級が勝利し、一部の階級が消滅する。これが歴史であり、これが数千年にわたる文明史である。この観点から歴史を解釈するのが史的唯物論とよばれるもので、この観念の反対の側にたつのが史的観念論である⁽¹⁾」。毛沢東のこの言葉に表されるように、中華人民共和国建国後の歴史学研究は、史的唯物論や階級闘争理論の強い影響を受けていた。とりわけ「文化大革命」の十年間、歴史研究は時の政治に大きく左右されていた。

一九八〇年代初期に「改革開放」が始まると、中国の歴史学界では、かつて歴史研究が政治の道具とされたことへの批判と反省から、歴史研究の新しい在り方を模索する動きが現れた。これを背景に、八〇年代半ば以降に社会史研究のブームが起った。その火付け役となったのは南開大学の馮爾康^{（ふうじきやう）}と南京大学の蔡少卿^{（さいしやうけい）}であった。馮は「社会史の復興」を旗印に、歴史研究者は長い間歴史研究の対象から外されていた社会生活を研究すべきであると主張し、自らも実践した⁽²⁾。これに対して、蔡は歴史学が社会科学の方法を取り入れることの重要性を強調し、欧米の社会史研究の成果を紹介し力を入れた⁽³⁾。八〇年代半ば以降、社会史研究の分野で数多くの論文や著作が発表され、社会